

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 4 年 8 月 19 日 (金曜日)

定期第 335 号

目次	ページ	大規模小売店舗の設置者等の変更の届出の概要 (8 件) (産業労働・商業流通課)	432
○告示		都市計画公聴会規則による公聴会の中止 (県土整備・都市計画課)	434
指定管理者の指定 (3 件) (福祉子どもみらい・障害サービス課)	425	採石業務管理者試験の実施 (県土整備・砂防課)	434
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域の指定の解除 (県土整備・砂防課)	425	開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	435
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定による土砂災害警戒区域の指定 (県土整備・砂防課)	426	開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	435
○監査委員公表		開発行為に関する工事の完了 (県西土木事務所)	435
監査の結果に関する報告について (2 件)	426	○入札公告	
○公告		特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (企業・会計課)	436

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報又は県のホームページに掲載します。

告 示

神奈川県告示第353号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項及び三浦しらとり園条例 (昭和58年神奈川県条例第2号) 第5条の規定により、三浦しらとり園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人清和会
鎌倉市植木18番地
- 2 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第354号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項及び神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 (平成18年神奈川県条例第5号) 第5条第1項の規定により、芹が谷やまゆり園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園
横浜市保土ヶ谷区上菅田町金草沢1, 749番地
- 2 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第355号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項及び神奈川県立の障害者支援施設に関する条例 (平成18年神奈川県条例第5号) 第5条第1項の規定により、津久井やまゆり園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人かながわ共同会
秦野市南矢名三丁目2番1号
- 2 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

神奈川県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土橋 2 丁目 4	川崎市宮前区土橋 2 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮崎 3 丁目 1	川崎市宮前区宮崎 3 丁目地内のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
万福寺 4 丁目 2	川崎市麻生区万福寺 4 丁目、万福寺 5 丁目及び万福寺 6	急傾斜地の崩壊

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています

購読料
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三八〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一一五一一七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜 (〇四五) 五七一三三〇八

丁目地内のうち、次の図に示す区域

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。

神奈川県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和 4 年 8 月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎 3 丁目 1	川崎市宮前区宮崎 3 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊
万福寺 4 丁目 2	川崎市麻生区万福寺 4 丁目、万福寺 5 丁目及び万福寺 6 丁目のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにおいて一般の縦覧に供する。

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第20号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月19日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
 同 太 田 眞 晴
 同 吉 川 知 恵 子
 同 小 島 健 一
 同 作 山 ゆうすけ

第 1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第 2 監査の対象

1 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第 3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第 4 監査実施箇所数

出先機関352か所のうち、令和 4 年 4 月28日までに監査の結

果を取りまとめた90か所（他の監査実施箇所については、今後、監査の結果を取りまとめ次第報告する予定）

第 5 監査実施期間

令和 4 年 1 月 5 日から同年 4 月28日まで

（職員調査は、令和 3 年12月 1 日から令和 4 年 4 月21日まで実施）

第 6 監査の実施内容

1 財務監査（定期監査）

令和 3 年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第 7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項は不適切事項が35件であり、これを局等別に示すと次表のとおりである。なお、要改善事項は認められなかった。

（単位：か所、件）

局 等	実施箇所数	不適切事項が認められた箇所	
		箇所数	件 数
政 策 局	1	1	1
総 務 局	7	4	4
くらし安全防災局	1	0	0
国際文化観光局	1	1	1
環 境 農 政 局	4	2	3
福祉子どもみらい局	4	1	2
健 康 医 療 局	5	1	1
産 業 労 働 局	2	1	2
県 土 整 備 局	5	3	5
企 業 庁	10	5	7
教 育 委 員 会	30	8	9
公 安 委 員 会	20	0	0
計	90	27	35

（注）1 「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求

める必要があるものをいう。

- (1) 法令等に違反すると認められる事案
- (2) 予算目的に反していると認められる事案
- (3) 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- (4) 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

2 「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- (1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- (2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

2 不適切事項

(1) 項目別件数内訳

不適切事項35件の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の別に整理すると次表のとおりである。

項 目	件 数 (件)	構成率 (%)
財 務 監 査	33	94.3
予 算 執 行	1	2.9
収 入	2	5.7
支 出	7	20.0
会 計 事 務 処 理	0	0
契 約	7	20.0
課 税 徴 収	4	11.4
工 事	4	11.4
補 助 金	0	0
現 金 ・ 有 価 証 券	0	0
財 産	5	14.3
庶 務	1	2.9
そ の 他	2	5.7
行 政 監 査	2	5.7
計	35	100.0

(2) 特記すべき事案

不適切事項35件のうち、特記すべきものが次のとおり7件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 課税徴収

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円(本税)あった。

その結果、上記の課税誤り1件、70,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。(総務局神奈川県神奈川県税事務所 p. 428)

- 不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円(本税)あ

った。

その結果、上記の課税誤り5件、147,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。(総務局神奈川県戸塚県税事務所 p. 428)

b 工事

令和3年度公園整備工事(県単)その3地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額(5,610,000円)が88,000円過大であった。その結果、変更後の契約額(5,385,600円)が84,700円過大であった。(県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p. 429)

(4) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

該当なし。

(5) 上記(7)又は(4)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの(契約手続に関するものを除く。)

支出事務において、令和2年度酒系第602号山北町洒水の滝遊歩道等整備工事(その2)に係る工事請負契約(契約額203,381,200円)の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p. 430)

(6) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

該当なし。

(7) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約総額548,635,023円、契約期間:令和2年7月1日から令和5年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。(国際文化観光局神奈川県パスポートセンター p. 428)

- 令和元年度酒系第111号三保ダム管理用制御処理設備更新工事(公共)(契約額540,568,600円)について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和3年3月15日までに変更契約を締結すべきところ、同月31日に変更契約を締結していた。(企業庁神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所 p. 430)

(8) 上記のいずれにも該当しないが故意又は重大な過失に対する指摘でその規模が1,000円以上のもの

該当なし。

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則(政省令及び条例を含む。)違反のもの

- a 同一箇所異なる法律・規則違反が3件以上あったもの
該当なし。
- b 同一箇所同一の法律・規則違反が3回以上行われたもの
物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機1点及び購入により取得した備品2点（価格計187,990円）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。（県土整備局神奈川県横須賀土木事務所 p. 429）
- c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの
該当なし。
- (4) 予算目的に著しく反しているもの
該当なし。

- (4) 事務処理等が著しく不適切なもの
 - a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの
 - b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの
 - c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態になっているもの
 - d 業者等への支払の期限を6月以上遅延しているもの
いずれも該当なし。

3 要改善事項

該当なし。

4 箇所別の監査結果

監査した90か所のうち、不適切事項が認められた箇所は27か所、認められなかった箇所は63か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

(1) 不適切事項が認められた箇所 (27か所、35件)

ア 政策局 (1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県統計センター	令和4年3月2日 (令和3年12月2日職員調査)	歳計外現金事務において、統計調査員等への報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、515,635円並びに市県民税1件、15,100円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

イ 総務局 (4か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県神奈川県税事務所	令和4年3月15日 (令和4年1月26日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、70,600円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、70,600円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が54,748円発生していた。【特記前出】
神奈川県戸塚県税事務所	令和4年3月16日 (令和4年2月7日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが5件、147,200円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り5件、147,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が122,851円発生していた。【特記前出】
神奈川県川崎県税事務所	令和4年4月28日 (令和4年3月7日職員調査)	税務事務において、不動産取得税の課税対象とならないマンション敷地の地上権の取得に対して不動産取得税を誤って課税していたものが1件、55,200円(本税)あった。 その結果、上記の課税誤り1件、55,200円(本税)の返還に当たり、遅延損害金が41,694円発生していた。
神奈川県平塚県税事務所	令和4年1月27日 (令和3年12月8日職員調査)	税務事務において、個人事業税の課税に当たり、事業主控除について事業を行った期間が1年であることから2,900,000円を控除すべきところ、事業を行った期間を10月であると誤認し月割額により2,417,000円を控除したため、課税標準額の算定を誤っているものがあった。これにより、1件、24,100円を過大に徴収していた。

ウ 国際文化観光局 (1か所、1件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県パスポートセンター	令和4年2月1日 (令和3年12月15日職員調査)	契約事務において、一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内業務委託契約(契約総額548,635,023円、契約期間：令和2年7月1日から令和5年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。【特記前出】

エ 環境農政局 (2か所、3件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県立かながわ農業アカデミー	令和4年3月22日 (令和4年2月9日職員調査)	財産管理事務において、共架柱3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和2年12月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額85,953円のうち22,330円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

神奈川県湘南家畜保健衛生所	令和 4 年 4 月 28 日 (令和 4 年 3 月 22 日 職員調査)	1 契約事務において、保冷库等の物品の賃貸借契約 2 件 (契約総額計 1,360,260円、契約期間: 令和 3 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日まで及び令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで) について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約変更又は解除に関する条項を付していなかった。 2 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和 3 年度の共架電線に係る使用料 1,320円が徴収不足であつた。
---------------	--	--

オ 福祉子どもみらい局 (1 か所、2 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 4 年 3 月 22 日 職員調査)	1 庶務事務において、令和 3 年 8 月分報酬 (2 名分、236,046円) について、第 1 号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき令和 3 年 9 月 16 日に支給すべきところ、同年 10 月 15 日に支給していた。 2 事務事業の執行において、令和 3 年 8 月 4 日付けで採用した会計年度任用職員 2 名について、採用に当たり、第 1 号会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する取扱い要綱に基づき採用書及び任用条件通知書を交付し、任用条件を明示しなければならないところ、両名に対する上記文書の交付を同年 9 月 30 日及び同年 10 月 15 日に行っていた。

カ 健康医療局 (1 か所、1 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	令和 4 年 4 月 1 日 (令和 4 年 2 月 15 日 職員調査)	事務事業の執行において、令和 3 年度思春期保健研究会・講演会に係る講師謝礼の支払に当たり、口座振込依頼書を債権者 (1 名) から徴収する際、当該依頼書に不要な個人情報 (生年月日) を記載させていた。

キ 産業労働局 (1 か所、2 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県計量検定所	令和 4 年 4 月 28 日 (令和 3 年 12 月 2 日 職員調査)	1 予算の執行において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代 1 件、26,411円の執行に当たり、「(節) 補償、補填及び賠償金」とすべきところ、「(節) 需用費」で執行していた。 2 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代 1 件、26,411円を支払っていた。

ク 県土整備局 (3 か所、5 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和 4 年 3 月 9 日 (令和 3 年 12 月 23 日、 同月 24 日及び同月 27 日職員調査)	1 工事事務において、令和 3 年度公園整備工事 (県単) その 3 地質調査業務委託の変更設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、運搬重量の算定を誤って積算していたため、変更後の設計額 (5,610,000円) が 88,000円過大であつた。その結果、変更後の契約額 (5,385,600円) が 84,700円過大であつた。[特記前出] 2 物品管理事務において、賃貸借により調達した複写機 1 点及び購入により取得した備品 2 点 (価格計 187,990円) について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。[特記前出]
神奈川県横浜川崎治水事務所	令和 4 年 2 月 17 日 (令和 4 年 2 月 14 日 及び同月 15 日 職員 調査)	契約事務において、令和 3 年度都市公園整備工事 (公共) その 3 令和 3 年度公園整備工事 (県単) その 10 合併 4 号便所改築基本・実施設計業務委託 (契約額 2,098,800円) について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県横浜川崎治水事務所 川崎治水センター	令和 4 年 2 月 17 日 (令和 4 年 2 月 16 日 及び同月 17 日 職員 調査)	1 支出事務において、庁用自動車の法定点検業務代 (12 か月) 1 件、14,883円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、令和 2 年度砂防関係事業調査業務委託公共 (その 24) 令和 3 年度砂防関係事業調査業務委託公共 (その 2) 合併 (契約額 20,290,600円) の設計額の積算に当たり、旅費交通費、電子成果品作成費及びその他原価の算定を誤ったため、設計額 (20,361,000円) が 66,000円過大であつた。

ケ 企業庁 (5 か所、7 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県企業庁相模原南水道 営業所	令和 4 年 1 月 28 日 (令和 3 年 12 月 9 日 及び同月 10 日 職員 調査)	収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料 1 件、27,720円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。

神奈川県企業庁津久井水道営業所	令和 4 年 2 月 25 日 (令和 4 年 1 月 13 日 職員調査)	収入事務において、行政資産の使用許可に係る使用料 8 件、46,906 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。
神奈川県企業庁鎌倉水道営業所	令和 4 年 4 月 7 日 (令和 4 年 2 月 21 日 及び同月 22 日 職員 調査)	工事事務において、企鎌第 14 号逗子市久木 8 丁目 10 番付近配水管改良工事の変更設計額の積算に当たり、既設水道管等の撤去材を有価処分するための運搬費について、運搬費を割増しなしとすべきところ、誤って運搬費を割増して積算していたため、変更後の設計額 (44,011,000 円) が 11,000 円過大であった。その結果、変更後の契約額 (40,469,000 円) が 9,900 円過大であった。
神奈川県企業庁厚木水道営業所	令和 4 年 4 月 25 日 (令和 4 年 1 月 19 日 及び同月 20 日 職員 調査)	1 支出事務において、道路掘削許可に係る路面復旧監督事務費 1 件、4,200 円について、納付期限までに支払を行っていなかった。 2 工事事務において、企厚第 106 号伊勢原市串橋 209 番地付近配水管改良工事 (概数設計) の変更設計額の積算に当たり、舗装復旧における区画線工について、追加設置した 14m 分の区画線の費用を計上すべきところ、これを計上しなかったため、変更後の設計額 (48,114,000 円) が 22,000 円過小であった。その結果、変更後の契約額 (44,233,200 円) が 19,800 円過小であった。
神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所	令和 4 年 2 月 8 日 (令和 3 年 12 月 20 日 及び同月 21 日 職員 調査)	1 支出事務において、令和 2 年度酒系第 602 号山北町洒水の滝遊歩道等整備工事 (その 2) に係る工事請負契約 (契約額 203,381,200 円) の部分払金 12,880,000 円について、契約で定められた期限までに支払を行ってなかった。〔特記前出〕 2 契約事務において、令和元年度酒系第 111 号三保ダム管理用制御処理設備更新工事 (公共) (契約額 540,568,600 円) について、契約期間の延長などの契約内容を変更するに当たり、契約書で定める工期末である令和 3 年 3 月 15 日までに変更契約を締結すべきところ、同月 31 日に変更契約を締結していた。〔特記前出〕

コ 教育委員会 (8 か所、9 件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 4 年 3 月 14 日 職員調査)	支出事務において、次のとおり誤りがあった。 1 「いのち」を大切にすることを旨とする教育講演会に係る講師謝礼ほか報償費 10 件、計 289,000 円について、支出負担行為としての整理及び支払が、履行確認後 3 月を超えて遅れていた。 2 ケント紙購入代 1 件、2,178 円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行ってなかった。
神奈川県立近代美術館	令和 4 年 2 月 1 日 (令和 3 年 12 月 15 日 職員調査)	契約事務において、「開館 70 周年記念空間の中のフォルム—アルベルト・ジャコメッティから桑山忠明まで」展ほか会場設営等委託契約 (契約額 1,672,000 円) について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
神奈川県立光陵高等学校	令和 4 年 3 月 1 日 (令和 4 年 1 月 11 日 職員調査)	歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税 1 件、5,742 円について、法定納期限内に納付を行ってなかった。
神奈川県立舞岡高等学校	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 4 年 3 月 24 日 職員調査)	財産管理事務において、電柱 (本柱) 1 本及び支線 1 条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から 10 年以上経過した平成 31 年 2 月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額 63,355 円のうち 27,295 円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県立川崎北高等学校	令和 4 年 4 月 20 日 (令和 4 年 1 月 24 日 職員調査)	物品管理事務において、令和 3 年 11 月 9 日に購入した図書カード (額面 2,000 円) について、神奈川県財務規則に定める出納の通知を行ってなかった。
神奈川県立高浜高等学校	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 4 年 1 月 12 日 職員調査)	契約事務において、エレベーター保守点検業務委託契約 (契約額 357,500 円、契約期間: 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで) の締結に当たり、契約日が令和 3 年 4 月 6 日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。
神奈川県立相模向陽館高等学校	令和 4 年 3 月 30 日 (令和 4 年 1 月 14 日 職員調査)	契約事務において、空調設備保守点検業務委託契約 (契約総額 2,776,400 円、契約期間: 令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで) について、契約期間の開始日が令和 3 年 4 月 1 日であるため、会計局長通知に基づき同月 30 日までに契約すべきところ、同年 5 月 7 日に締結していた。
神奈川県立秦野養護学校	令和 4 年 3 月 2 日 (令和 4 年 1 月 19 日 職員調査)	支出事務において、令和 3 年 4 月分の電気料金 96,853 円について、支払期限までに支払を行ってなかった。その結果、延滞利息 451 円を支払っていた。

(2) 不適切事項が認められなかった箇所 (63 か所)

ア 総務局 (3 か所)

神奈川県緑県税事務所、神奈川県横須賀県税事務所、神奈川県厚木県税事務所

イ 暮らし安全防災局 (1 か所)

神奈川県温泉地学研究所

ウ 環境農政局 (2 か所)

神奈川環境科学センター、神奈川県県央家畜保健衛生所

エ 福祉子どもみらい局（3か所）

神奈川県立女性相談所、神奈川県厚木児童相談所、神奈川県立さがみ緑風園

オ 健康医療局（4か所）

神奈川県立煤ヶ谷診療所、神奈川県立衛生看護専門学校、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県食肉衛生検査所

カ 産業労働局（1か所）

神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所

キ 県土整備局（2か所）

神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

ク 企業庁（5か所）

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

ケ 教育委員会（22か所）

神奈川県教育委員会教育局湘南三浦教育事務所、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立図書館、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立金沢文庫、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立湘南高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立大和高等学校、神奈川県立大和南高等学校、神奈川県立寒川高等学校、神奈川県立鶴見養護学校、神奈川県立瀬谷養護学校

コ 公安委員会（20か所）

神奈川県山手警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県旭警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県宮前警察署、神奈川県横須賀警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県大磯警察署

神奈川県監査委員公表第21号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年8月19日

神奈川県監査委員 村上英嗣
同 太田真晴
同 吉川知恵子
同 小島健一
同 作山ゆうすけ

第1 監査の種類

財務監査（随時監査）

第2 監査の対象

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

健康医療局

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項
保健医療部がん・疾病対策課	令和4年6月16日 (令和4年3月2日職員調査)	契約事務において、令和2年度Twitter広告業務委託契約（契約額627,000円、契約期間：令和2年7月16日から同年10月15日まで）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、本件広告業務を令和3年3月31日まで延長するに当たり、当該期間に係る委託費相当額が神奈川県財務規則に定める随意契約によることのできる額を超えていることから、競争入札により改めて契約者を決定すべきであると認められるところ、これを行わず、当初の契約期間を延長する変更契約（契約額4,032,600円、契約期間：令和2年7月16日から令和3年3月31日まで）を締結していた。

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

本庁機関1か所

第5 監査実施日

令和4年6月16日

第6 監査の実施内容

令和3年の財務監査（定期監査）及び行政監査において、継続して広告業務委託契約に係る契約手続の状況を確認する必要があると認められた本庁機関1か所について、臨時財務監査として、当該契約手続の状況を臨時に監査した。

第7 監査の結果

監査の結果、次の本庁機関1か所において、不適切事項が1件認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

公 告

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

有限会社成石

厚木市妻田北 2 - 4 の 8

代表取締役 石川 純子

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ厚木妻田店

厚木市妻田北 2 - 944 ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 作道 政昭

4 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日

5 届出年月日

令和 4 年 7 月 6 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

明産株式会社

東京都港区赤坂 1 - 1 の 12

代表取締役 島村 元治

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

明産平塚ショッピングセンター

平塚市四之宮 2 - 360 ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 神尾 啓治 ほか 2 者	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 作道 政昭 ほか 2 者

4 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日ほか

5 届出年月日

令和 4 年 7 月 6 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社ショウ・コーポレーション

東京都新宿区若松町 9 の 12

代表取締役 和田 功

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平塚河内店

平塚市河内字竹ノ花 127 の 1 ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1, 295 の 1 代表取締役 作道 政昭

4 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日

5 届出年月日

令和 4 年 7 月 6 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり

公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1

代表取締役 作道 政昭 ほか1者

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

遠藤ビル

足柄上郡開成町延沢745の1 ほか

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 神尾 啓治 ほか1者	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 作道 政昭 ほか1者

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 神尾 啓治 ほか3者	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 作道 政昭 ほか3者

- 4 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日 ほか

- 5 届出年月日

令和 4 年 7 月 6 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1

代表取締役 作道 政昭

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ開成駅前店

足柄上郡開成町吉田島4, 350の1

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 作道 政昭

- 4 変更の年月日

令和 4 年 5 月 24 日

- 5 届出年月日

令和 4 年 7 月 6 日

大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和 4 年 8 月 19 日から同年 12 月 19 日までに知事に意見書を提出できます。

令和 4 年 8 月 19 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社

静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1

代表取締役 作道 政昭

- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南足柄岩原店

南足柄市岩原289の1 ほか

- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1, 295の1 代表取締役 作道 政昭

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後

マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 作道 政昭
---	---

- 4 変更の年月日
令和4年5月24日
- 5 届出年月日
令和4年7月6日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県西地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年8月19日から同年12月19日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年8月19日から同年12月19日までに知事に意見書を提出できます。
令和4年8月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
本多 房太郎
小田原市
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小田原荻窪店
小田原市荻窪447の1ほか
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 神尾 啓治 ほか 1者	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 作道 政昭 ほか 1者

- 4 変更の年月日
令和4年5月24日
- 5 届出年月日
令和4年7月6日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により大規模小売店舗の設置者から変更に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出は神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター企画調整部商工観光課において、令和4年8月19日から同年12月19日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、令和4年8月19日から同年12月19日までに知事に意見書を提出できます。
令和4年8月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
片倉 ツル
秦野市 ほか7者
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ秦野浜沢店
秦野市堀川119の1ほか
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 神尾 啓治	マックスバリュ東海株式会社 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町 1,295の1 代表取締役 作道 政昭

- 4 変更の年月日
令和4年5月24日
- 5 届出年月日
令和4年7月6日

令和4年7月12日付け神奈川県公報定期第324号で公告した都市計画公聴会規則第2条の規定に基づく次の公聴会は、所定の期間内に公述の申出がなかったため中止します。

令和4年8月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

都市計画区域名	都市計画の種類及び名称
秦野都市計画区域	秦野都市計画道路3・4・15号菩提横野線

採石法第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

令和4年8月19日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 受験資格
学歴及び経験を問いません。
- 2 試験の方法及び科目
試験は、筆記により行い、その科目は次のとおりです。
(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）
- 3 試験の期日、時間及び場所
令和4年10月14日（金）午前10時から正午まで
横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎12階 大会議室
- 4 受験手続
(1) 提出書類
ア 受験願書 1通

イ 写真(縦8センチメートル、横6センチメートルとし、出願前6月以内に撮影した正面向き、背景無地、無帽、上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを受験票に貼ってください。) 1枚

(2) 受験手数料

受験願書に8,100円分の神奈川県収入証紙を貼って納付してください(神奈川県収入証紙には、消印をしないでください。)

(3) 受付の期間及び時間

令和4年9月9日(金)から同月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

送付による申込みの場合は、受験票送付のため、返信用封筒(84円分の郵便切手を貼り、送付先を明記した定形封筒)を同封してください。なお、送付の場合には、受付期間最終日の消印等のあるものまで受け付けます。

(4) 受付の場所

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎11階)

5 受験願書用紙等の配布の期間及び場所

令和4年8月29日(月)から同年9月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の間、次の場所で配布します。

- (1) 神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課
- (2) 神奈川県の各土木事務所及び神奈川県横浜川崎治水事務所
- (3) 横浜市民情報センター(横浜市中区本町6-50の10 横浜市役所市庁舎3階)
- (4) 川崎市かわさき情報プラザ(川崎市川崎区東田町5の4 川崎市役所第3庁舎2階)
- (5) 相模原市環境経済局津久井地域環境課(相模原市緑区中野633 津久井総合事務所本館2階)
- (6) 神奈川県砕石工業組合(横浜市内神奈川区沢渡1の2 菱興高島台第3ビル9階)
- (7) 神奈川県骨材産業団体等連絡協議会(横浜市内神奈川区沢渡1の2 菱興高島台第3ビル9階 神奈川県砕石工業組合事務局内)
- (8) 県西骨材協同組合(足柄上郡山北町川西1,363)
- (9) 神奈川県石材協同組合(足柄下郡真鶴町真鶴1,872の1)

なお、上記期間中は神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課のホームページ(URL <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/siken/saiseikisiken.html>)からダウンロードすることもできます。

6 合格者の発表等

合格者の受験番号を令和4年11月4日(金)から同月14日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の間、神奈川県庁新庁舎2階県政情報センター掲示板に掲示するとともに、合格者には文書で通知します。

なお、合格者の受験番号は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課のホームページにも掲載します。

7 その他

この試験についての問合せは、神奈川県県土整備局河川下水

道部砂防課審査グループ(電話(045)210-6505)にしてください。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年8月19日

神奈川県平塚土木事務所長 藤 崎 伸二郎

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町宮山3,229の9ほか6筆
開発区域の面積	937.81平方メートル
開発許可を受けた者の住所	藤沢市本町4-7の14
開発許可を受けた者の氏名	株式会社スターティン 代表取締役 山本 賢治
開発許可年月日及び許可番号	令和4年2月1日 神奈川県指令平土第610057号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年8月19日

神奈川県厚木土木事務所長 竹 内 淳

開発区域に含まれる地域の名称	座間市ひばりが丘5-802の3ほか18筆
開発区域の面積	1,590.32平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都西東京市北原町3-2の22
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アーネストワン 代表取締役 松林 重行
開発許可年月日及び許可番号	令和3年12月10日 神奈川県指令厚土東第610062号

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年8月19日

神奈川県県西土木事務所長 福 島 温

開発区域に含まれる地域の名称	足柄上郡大井町上大井字谷津681の5ほか2筆
開発区域の面積	957.02平方メートル
開発許可を受けた者の住所	足柄上郡大井町上大井681
開発許可を受けた者の氏名	浅倉 貞雄
開発許可年月日及び許可番号	令和4年6月8日 神奈川県指令西土第610007号

入 札 公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 4 年 8 月19 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 高 澤 幸 夫

1 調達内容

(1) 購入物品の名称及び数量

ア 口径13mm量水器（購入）4,665台

イ 口径20mm量水器（修理）23,600台（その1）

ウ 口径20mm量水器（修理）14,100台（その2）

エ 口径13mm量水器（修理）13,355台、口径25mm量水器（修理）192台（その1）

オ 口径13mm量水器（修理）13,355台、口径25mm量水器（修理）192台（その2）

(2) 納入期限

入札説明書によります。

(3) 納入場所

日本通運株式会社神奈川西支店伊勢原物流センター事業所
（伊勢原市下糟屋東2丁目57番地）

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「水道用機器材」に搭載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.c-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和 4 年 9 月14 日(水)午後 5 時

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループ 一柳 沙和 電話（045）210-7042

(2) 入札説明書の交付期間

令和 4 年 8 月19 日(金)から同年 9 月14 日(水)まで

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 4 年 9 月14 日(水)午後 5 時までに3の(1)の場所に提出してください。

5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁新庁舎10階 神奈川県企業庁企業局財務部会計課経理調達グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

(1) 入札期間

令和 4 年 9 月26 日(月)午前 8 時30分から同月29 日(木)午後 5 時まで

(2) 開札日時

ア 令和 4 年 9 月30 日(金)午前 9 時

イ 令和 4 年 9 月30 日(金)午前 9 時30分

ウ 令和 4 年 9 月30 日(金)午前10時

エ 令和 4 年 9 月30 日(金)午前10時30分

オ 令和 4 年 9 月30 日(金)午前11時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 4 年 9 月29 日(木)午後 5 時までに到着するよう3の(1)の場所に入札書を郵送してください。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県公営企業財務規程第148条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :

- a 13mm water meter (new) 4,665 units
 - b 20mm water meter (repair) 23,600 units (Part 1)
 - c 20mm water meter (repair) 14,100 units (Part 2)
 - d 13mm water meter (repair) 13,355 units, 25mm water meter (repair) 192 units (Part 1)
 - e 13mm water meter (repair) 13,355 units, 25mm water meter (repair) 192 units (Part 2)
- (2) Time limit of tender : 5 : 00 p.m. , September 29, 2022
- (3) Contact point for the notice : Sawa Ichyanagi, Accounting Division, Financial Affairs Department, Public Enterprises Bureau, Kanagawa Prefectural Public Enterprises Agency, Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8588 Japan, Tel (045) 210-7042